

労働審判手続申立書

令和5年6月30日

神戸地方裁判所民事部 御中

申立人代理人弁護士 南 出 喜久治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとほり

地位確認等請求労働審判事件

申立ての価額 336万0000円

貼用印紙代 1万1000円

申立ての趣旨

- 1 申立人が、相手方に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 相手方は、申立人に対し39万8593円及びこれに対する令和5年6月26日から支払済みまで年3%の割合による金員、並びに令和5年6月21日から本労働審判確定の日まで毎月25日限り月額29万4200円及びこれに対する各支払期日の翌日から本労働審判確定の日まで年3%の割合による金員を支払へ
- 3 相手方は、申立人に対し、176万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 4 申立て費用は相手方の負担とする

との労働審判を求める。

申立ての理由

第1 事案の概要

本件は、相手方灘民主商工会に勤務してゐた申立人が、相手方の実質的な上位組織である日本共産党(以下「日共」といふ。)の公認候補として令和5年4月9日執行兵庫県議会議員選挙(神戸市灘区選挙区)に立候補して落選した後、相手方が申立人に対し同年5月9日付けで解雇するとの意思表示をしたのであるが、その解雇理由は「県議会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」などといふ支離滅裂かつ事実無根のものあり、明らかに違法な解雇の意思表示であつたといふ事案である。

しかも、この解雇の意思表示は、日共中央委員会(以下「日共中委」といふ。)、日共兵庫県委員会(以下「日共県委」といふ。)及び日共東灘・灘・中央地区委員会(以下「日共地委」といふ。)及び味口俊之神戸市会議員(日共・灘区選出)(以下「味口市議」といふ。)と通謀の上、相手方の非合法活動を知つた申立人を排除する違法な目的に基づくもので、申立人は、同解雇の意思表示により精神的苦痛を受けた。

さらに、申立人は、上司であつたM事務局長から度重なるハラスメントを受け、精神的苦痛を受けた。

申立人は、以上のとおり相手方に対し①解雇の無効確認、②違法な解雇による慰謝料、③M事務局長のハラスメントによる慰謝料を求めるものである。

なほ、本日、本申立てと同時に、貴庁に対して、日共中委、日共県委、日共地委及び味口市議を被告として、令和5年5月15日付け日共による権利制限処分の無効確認等を求めて貴庁に別訴を提起してゐる。

第2 当事者

1 申立人

申立人は、令和2年12月頃、申立人が神戸市に対して各種支援金を申請するにあつて縁のあつた味口市議の紹介で相手方の事務局員として雇用され、3カ月間の試用期間を経て、令和3年3月より本採用された(なほ、雇用契約書等は存在しない。)。主な業務は、相手方の会員がなす税務申告の補助業務、各種助成金申請の補助業務等であつた。

また、これに先立つ令和2年8月28日に日共に入党してゐる。

直近6カ月間の月給は294,200円(甲1の1乃至甲6の2)であり、当月20日締め、当月25日支払(現金払ひ)であつた。その内訳は、後述する①「表の」給与明細の基本給100,000円、②「裏の」給与明細の基本給186,200円、及び③

同給与明細の組織手当 8,000 円（これは青年部など支部の事務を取り扱つてゐることに対する手当である。）であつた。

2 相手方

相手方灘民主商工会は「全国商工団体連合会（全商連）に加盟する灘民主商工会は、小企業・家族経営の営業と暮らしを支えあう、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体です」（相手方HP）と称するが、実質的には日共の下部組織である。

すなはち、相手方は、国政選挙や地方選挙の折に日共の幹部が JR 三ノ宮駅周辺で街頭演説を行ふ際、申立人にとって週 2 日の休曜日である土・日曜であつても、申立人に周辺の交通整理のため稼働するやう命じ、その日は出勤扱ひとなるため平日に代休を取ることが許可されてゐた。つまり、相手方は従業員に対する業務命令を發して日共の選挙にとって必要な活動（それが公職選挙法上の選挙運動に含まれるか否かはともかく）をさせてゐた。

また、申立人が相手方から交付された「平成 34 年 5 月給与明細一覧」（基本給 100,000 円）の紙片（甲 7 の 1）の裏面には「日本共産党の躍進！市民と野党の共闘で政権交代！」と題する令和 3 年 10 月 19 日付け日共兵庫県業者後援会作成の兵庫県業者後援会ニュースが印字された、同日に公示された衆議院議員総選挙の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐたし（甲 7 の 2）、「平成 34 年 12 月給与明細一覧」（基本給 100,000 円）の紙片（甲 2 の 1 の 1）の裏面には「日本共産党とこむら候補の勝利を」と題する令和 4 年 7 月 3 日付け同後援会の同ニュースが印字された、当時公示されてゐた参議院議員通常選挙（兵庫選挙区）の日共公認候補の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐた（甲 2 の 1 の 2）のは、相手方の業務と日共の活動とは、給与明細一覧（表面）と選挙運動のための広告物（裏面）の関係のやうに「表裏」一体の関係だつたからである。

そして、何よりも、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」ことが解雇理由といふのであるから、日共の選挙運動こそが相手方の「本業」といへるのである。

つまり、相手方は、日常的に日共の選挙運動乃至政治活動を行つてゐたのであり、日共の下部組織であつたことに何ら疑ひを差し挟む余地はない。

ところで、相手方では、令和 5 年 4 月当時、M 事務局長、m 事務次長及び D 事務局員が勤務してをり、M 事務局長は申立人の上司であつた。

第 3 解雇の意思表示

1 解雇の意思表示

申立人は、令和5年4月9日執行の県議選に立候補し、落選した後、相手方から自宅待機を命じられた。

その後、相手方代理人弁護士西田雅年らが、申立人に対し、同年5月9日付け「解雇通知及び損害賠償請求書」と題する書面（甲8）を送付して、同月11日にこれが申立人に到達し、もって解雇の意思表示をした。

2 相手方が主張する解雇理由

申立人は、相手方代理人に対して解雇理由証明書の交付を請求した。これに対し、相手方代理人らは、申立人に対し、同年5月18日付け解雇理由書を送付した（甲9）。

それによると、解雇理由は以下のとおりであった。

1. 青年部の預り金保管を懈怠し、損害を出した。にもかかわらず、適時の報告を怠った。時機遅れの報告も、不明瞭であった。
2. 勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いた。
3. 欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのようになり、もって勤怠の報告を偽った。
4. コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけた。
5. 県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った。にもかかわらず、ほぼ毎日稼働していたと虚偽の報告をした。

しかし、後記第6で主張するとおりいずれの事実も存在しないか又は解雇理由とは到底ならないものであつて、解雇の意思表示は権利濫用により無効である。

3 未払賃金の額

このため、申立人の同年5月10日以降の給与が未払となつてをり、同日から6月20日まで（6月25日支払日）の未払給与は以下の計算式とほり 398,593 円である。

（計算式）

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ① 5月分 (5/10～5/20) | 294,200 円 × 11 日 / 31 日 = 104,393 円 |
| ② 6月分 (5/21～6/20) | 294,200 円 |
| ③ 上記合計 | 104,393 円 + 294,200 円 = 398,593 円 |

第4 違法な解雇による慰謝料等

- 1 慰謝料 100 万円

申立人は、後記第7の背景事情のとほり、相手方が、日共中委、日共県委、日共地委及び味口市議と通謀の上、①相手方及びM事務局長の非合法活動を知る申立人を選挙運動に専念させて相手方の業務から排除するため、及び②味口市議の市議選再選を確実なものとするため日共公認の県議候補を立候補させて市議選との相乗効果を狙ふためには、申立人の立候補はまさに一石二鳥となるのであり、相手方及び日共は、申立人を「捨て石」として利用し、落選後に解雇の意思表示に及んだのであり、これによつて申立人に甚しい精神的苦痛を与へたのであり、その慰謝料額は100万円を下らない。

2 弁護士費用 10万円

上記1の慰謝料額の10%に相当する金額である。

第5 M事務局長によるハラスメント

1 「一部マニアに受ける」発言

令和4年7月頃、申立人が日共の県議候補となることが決定し、ポスターに掲載する写真を相手方事務所内で選んでみた際、M事務局長が「東郷くんは一部マニアに受けるね」と述べ、申立人の容貌や体型を揶揄する発言に及んだ。

2 「エサ」発言

M事務局長は、相手方の会員からの菓子等の差し入れをもらふと、申立人に対して「東郷くん、エサやで」と日常的に述べるなど、あたかも申立人がペットであるかのやうな発言に及んだ。

3 三役会での「吊し上げ」

令和3年10月頃、M事務局長から「三役会に出席しなさい」と言はれ、相手方の会長、副会長及び幹部が出席する三役会（参加者は申立人を除き6～7名）に出席した。その際、M事務局長も同席してゐた。

その際、N副会長が、申立人が家庭の事情（病気に罹つた子供の看病）により、相手方に事前に連絡した上で週1～2日ほど欠勤したことを問題視し「休みすぎやろ」「なめとんか」と恫喝したり、「6月に休んで自分の誕生日のパーティーしとつたやろ」などと事実無根の事実を言ひ立て（当日は土日に勤務したことの代休日であつた）、申立人は「なめてません」などと述べるのがやつとで、傍らにゐたM事務局長は申立人を庇ふわけでもなく沈黙を続け、理由もなく謝罪させられたのである。なほ、M事務局長は翌日「東郷くん、昨日は大変やつたなあ」とまるで他人事のやうに申立人に声を掛けた。

このように、M事務局長はN副会長らと通謀の上、通常の指導の範囲を超えて申立人を「吊し上げる」目的で三役会に呼び出して申立人がN副会長らから誹謗中傷を受けたのであるから、申立人に対するハラスメントにあたる。

4 使用者責任乃至債務不履行責任（職場環境配慮義務違反）

M事務局長は相手方の被用者であるから、前記1乃至3の各行為によつて申立人が受けた精神的苦痛について、相手方は使用者責任を負ふとともに、職場環境配慮義務違反に基づく債務不履行責任を負ふ。

5 損害額 合計 66 万円

申立人は、前記1乃至3の各行為により精神的損害を受けたのであり、その慰謝料額は各行為一個につき20万円を下らず、総額で60万円を下らない。

また、その請求に際して必要な弁護士費用は、前記総額の10%に相当する6万円を下らない。

第5 請求のまとめ

以上の次第で、申立人は、相手方に対し、

- 1 労働契約上の権利を有する地位にあることの確認
 - 2 令和5年5月10日から令和5年6月20日までの未払給与である39万8593円及びこれに対する令和5年6月26日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金、並びに令和5年6月21日から本労働審判確定の日まで毎月25日限り月額給与29万4200円及びこれに対する各支払期日の翌日から民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払
 - 3 損害賠償として176万円及びこれに対する申立人が解雇通知兼損害賠償請求書（甲8）を受領した日である令和5年5月11日から支払済みまで民事法定利率3%の割合による遅延損害金の支払
- をそれぞれ求める。

第6 背景事情

1 はじめに

申立人が、相手方から解雇の意思表示を受け、さらにM事務局長から度重なるハラスメントを受けたのは、相手方及びM事務局長の文書偽造、詐欺等の非合法活動を知つたために相手方及びM事務局長から疎ましく思はれたためである。それゆゑ、相手方は、日共及び味口市議と通謀して日共に出向させて相手方の業務

から外れさせ、県議選の執行日後に解雇の意思表示をすることで相手方から排除しようとしたのである。

申立人が知った相手方及びM事務局長の非合法活動は以下のとおりである。

2 M事務局長による持続化給付金の不正受給

申立人は、令和3年4月か5月頃、M事務局長の担当する会員ファイルを整理する目的又は過去の書類を探す目的で会員ファイルを開いた時に、多数の灘税務署の文書收受印が青インクで印字された透明のフィルムを発見した。

その際の、申立人とM事務局長との間のやり取りは以下のとおりである。

申立人： え？Mさんこれなんですか？

M事務局長： あー、それな！工作に使うやつやなー

申立人： これって違法？なんじゃ・・・

M事務局長： んー、バレたら俺ら捕まるなー。灘民商つぶれるなー。東郷くんせっかく仕事決まったけど残念やなー

申立人： それ困ります、何に使ったかは聞かないでおきます。

M事務局長： まあそのうち教えたるわー。それしな会員さんお金もらわれんから、しなしゃーないねんよ

申立人は、当時は使用目的が明確にわからなかつたのであるが、後に申立人が国のコロナ対策制度である一時支援金の申請相談があつた際に行政書士に取り次ぐ担当になつたことで、全会員のファイルを見た際、ある会員の確定申告書の控へが、灘税務署の文書收受印が押捺されてあるやうに見えるものの、同印の周囲に数センチ四方の黒い線が薄く印字され、あたかも透明フィルムの外縁が印刷の際に印字されたと思はれる形跡があるものを発見した。

つまり、持続化給付金の申請には、過去2年分の確定申告書の控へが必須だつたため、M事務局長は、会員の依頼に基づき、灘税務署の文書收受印が印字された透明フィルムを用ゐて、作成した確定申告書の控へを重ねてカラーコピーをして、あたかも灘税務署の文書收受印が正規に押捺された確定申告書の控へを作成し（有印公文書偽造）、これを国の担当者に提出して、持続化給付金を詐取してゐたとみられるのである。

3 神戸市の家賃サポート緊急一時金の不正受給

申立人が、令和3年4月か5月頃、相手方事務所内での業務の折に、M事務局長が担当する会員のファイルを確認する機会があり、神戸市が令和3年10月まで申請を受け付けてゐた「神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金」の申請

に必要な書類の作成名義人の欄に、第三者の記名押印がカラーコピーで印字された紙片が貼り付けられてある書類を数枚発見した。この書類は、申請にかかる賃貸借契約の存在を賃貸人又は管理会社が証明する趣旨のものであった。

しかし、同緊急一時金の第2期申請（令和3年11月乃至令和4年1月）の申請要綱には、前回とは異なり、申請者の提出書類に基づいて賃貸人又は管理会社宛てに申請がなされた旨の確認ハガキが届く要領となつてみたため、これを令和3年11月頃に知ったM事務局長が「これじゃ、前の手は使えんなー」と言つてみた。

この発言を聞いた申立人は、M事務局長が、会員のために神戸市から家賃サポート緊急一時金を不正受給するため、申請に必要な書類の作成名義人の欄に第三者の記名押印がカラーコピーで印字された紙片を貼り付けてコピーして、あたかも当該第三者が正規に作成した書類であるかのような文書を作成し（有印私文書偽造）、それを神戸市に提出して緊急一時金を詐取してみたと理解した。

4 毎月2枚の給与明細

相手方は、毎月25日に従業員に対して毎月2枚の給与明細を発行し、その合計額を現金で支給してみた。

申立人の場合、1枚目の給与明細（いはば「表の」給与明細）の基本給は100,000円で、源泉所得税1,000円のほか、社会保険料（健康保険、厚生年金、雇用保険）が控除されてある。一方で、2枚目の給与明細（「裏の」給与明細）の基本給は186,200円、組織手当は8,000円で、社会保険料や源泉所得税が控除されてない。

このことについて、申立人が令和3年3月25日、同日支給の給与とともに、初めて給与明細を交付された際、給与明細が2枚に分かれ、それぞれの支給額が異なつてみたことに気付いた。

その際の申立人及びM事務局長のやり取りは以下のとおりであった。

申立人： これなんで2枚になつてるんですか？

M事務局長： なんでやろーなー、そのうちわかるわ

申立人： そうなんですか、私こんなにお給料もらったことないので嬉しいです。

M事務局長： そーなん、よかったなあ。民商はほんまに賃金格差ないやろー

申立人： はい！びっくりです。ありがとうございます。

その後、令和4年2月に申立人が相手方事務所内で自らの確定申告を作成してみた際の、申立人、M事務局長及びm事務次長のやり取りは以下のとおりである。

申立人： mさん、源泉徴収票ってmさんにももらえますか？
m事務次長： あー、東郷さん年調やったことあるやろ？自分で作ってみ
申立人： 自分で？源泉出すんですか？やってみます。

(作成に取り掛かり、月の給料入力のところ)

申立人： Mさん、私の給料って明細のどれですか？1枚目？2枚目？両方
足しますか？
M事務局長： んー、ボーナスなしの月8万円
申立人： え？わたしもってもらってますけど・・・
M事務局長： mくん説明したって
m事務次長： えーとね、僕らの給料は、月8万円の年間96万円で給与支払い
報告して、残りの分は活動費として計上してんねん。だからそれ
で作っていいよ
申立人： あ、だから給料日じゃなくて活動費支給日っていうんですか？な
るほど！

申立人は、この時は本当に「給与」と「活動費」が分けられて計上されてみると
信じ込んだ。

しかし、令和4年3月に作成して提出した申立人の令和3年分確定申告書の控へ
が灘税務署から送付され、その内容を見てみた時にM事務局長から次のやうに言は
れた。

M事務局長： おれら非課税世帯やなー
申立人： 私、去年結婚したんで世帯ではないですけど。え、みんなこの金
額で申告してるんですか？
M事務局長： んー、俺はそうやで
申立人： めちゃくちゃ節税ですね。今まで働いてた会社、ちゃんと税金引
かれてましたよ！なんでこうしてくれなかったんでしょう？
M事務局長： 俺ら活動家やから！普通の会社員は活動家ちゃうからできんわな
あ。だから俺ら非課税世帯に支給される5万円もらえんねん
申立人： あ、私は旦那さん普通のサラリーマンなんでもらえないです！い
いなー

これらのやり取りからすると、相手方は、給与のうち大半を「活動費」として
計上することによつて給与支給額を低く見せかけ、源泉所得税や社会保険料の支
払を免れ、さらにM事務局長に至つては自らの給与収入を低く偽つて所得税を脱

税し、あまつさへ住民税非課税世帯に国から支給される補助金まで不正に受給してゐたことをほのめかしたのであり、相手方及びM事務局長の租税法その他の法令を無視する態度は顕著といはざるを得ない。

5 県議選立候補の勸奨

M事務局長は、かうした申立人とのやり取りを通じて、仮に申立人が相手方の業務を継続すれば、M事務局長又は相手方の非合法活動をさらに知ることとなるおそれがあると考へた。

また、当時、日共では、令和5年4月執行の神戸市会議員選挙（灘区選挙区）には現職の味口市議が立候補予定であつたが、兵庫県議会議員選挙（神戸市灘区選挙区）では候補予定者がおらず、県議選に日共公認候補を立候補させることになれば灘区内で選挙運動用自動車を2台使用することができ、県議選と市議選の相乗効果によつて味口市議の再選を実現させることが期待された。

そこで、味口市議とM事務局長は、令和4年6月に申立人を会食に誘ひ、その際に県議選（神戸市灘区選挙区）に立候補するやう申し向けた。

申立人は、自己が大学を卒業してゐないことや、立候補によつて給与収入を得られないのではないかと考へ、給与が出ないのであれば立候補が無理であることを味口市議に申し向けたところ、味口市議は、申立人がシングルで子育てをしてきたという経歴が優れてゐることを申し向けるとともに、M事務局長に対し「M君、（給与のことは）大丈夫やな」と問ひ掛け、M事務局長が問題ない旨を回答した。申立人は、自己の立候補が相手方及び日共のためになり、かつ、給与も従前どほり支給されるのであれば前向きに考へるやうになつた。

その後、令和4年7月に日共公認の県議候補となることが正式に承認され、同年8月、M事務局長から、相手方の三役会で決意表明をしてくれと依頼されて出席した（7名程度の役員が出席）ところ、N副会長から「今のあなたは応援できない」「やる気が感じられない」などと言はれたため、「今、私が辞めますって言ってもいいですか？」と述べると、N副会長が「今更やめられないから応援するけど…」と生半可な返事を受けたことがあつた。

このやうに、申立人は、当初から立候補に積極的ではなく、相手方及び日共のためになればと考へて立候補したのである。しかし、相手方及び日共は①相手方及びM事務局長の非合法活動を知る申立人を選挙活動に専念させて相手方の業務から排除し、②味口市議の再選を確実なものとするため日共公認の県議候補として立候補させることで市議選との相乗効果を狙つたといふ思惑があり、申立人の立候補はまさに「一石二鳥」となるのであることから、相手方及び日共は、申立人を「捨て石」として利用し、その役目を終へた選挙後に相手方が解雇の意思表示に及んだのである。

6 日共の非合法活動の義務

なほ、かうした相手方及びM事務局長が行つてゐる非合法活動は、日共黨員としての「義務」であり、相手方及びM事務局長はこれを忠実に実践したとも評価しうる。

このことは、民青を経て日共本部に勤務して「赤旗」の記者として活動し、日共の東京都板橋区議を4期16年務めた松崎いたる氏の著書「日本共産党暗黒の百年史」81頁（飛鳥新社・令和4年）に以下のやうに解説されてゐる。

【義務としての非合法活動】

志位は「どんな場合でも、平和的・合法的に、社会変革の事業を進める」のが「日本共産党の一貫した立場」だと繰り返し強調している（2021年8月4日、党創立99周年記念講演会ほか）。しかし、これも歴史的事実をゆがめた発言だ。

コミンテルン加入条件第3条で「共産主義者は、どこでも並行的な非合法的機構をつくりだす義務がある」と定め、「共産主義者がその全活動を合法的におこなうことのできないすべての国で、合法活動と非合法活動を結合することが、無条件に必要である」としている。

結社の自由が制限されていた明治憲法下で、共産党組織が最初から非合法であるのは「仕方がないことだ」という反論もあるだろう。しかし、コミンテルンは「仕方なく」消極的に非合法活動を選択しているのではなく、「無条件に必要」な条件として非合法活動を「義務」づけているのだ。

コミンテルンは「すべての合法的な共産党が、…ブルジョワの迫害が公然と現れるときにそなえて十分な準備をととのえるため、ただちに非合法組織をつくらなければならない」「いまなおブルジョワ民主主義的合法性を信じているプロレタリアートの広範な層、それ以上にまた非プロレタリア的な勤労被搾取大衆の広範な層がどこにもおり、彼らの考えを変えさせることがわれわれの最も重要な仕事であるからである」（1920年8月6日「共産主義インターナショナルの基本的任務についてのテーゼ」前掲書）と決議している。

党が合法化された後も非合法活動を恒常的に続けることをコミンテルンは指令していたのである。

非合法活動については市川正一（注：戦前の日共の幹部）がわかりやすく解説している。

「コミンテルンは全世界におけるブルジョワジーの法律の束縛を受け、その範囲内においてのみ仕事をするというがごときごまかしは絶対にしない。徹底的に支配階級と闘い、ブルジョワジーの一切の権力を根底から破壊するために闘争する共産党は、是非ともブルジョワジーと闘いうる強固なる非合法的な地下建築および非合

法的組織をもたねばならぬ。これはいつでもかわりない原則である」（1932年7月、市川の法廷陳述『日本共産党闘争小史』）。

さらに、この非合法活動の義務化と恒常化は、志位和夫や宮本賢治がコミンテルンの良い面として評価しているレーニン時代からの方針であることも注目すべきであり、宮本自身、戦前の党機関紙「赤旗」（1933年10月10日号）に掲載した論文で、「我々の組織勢力のいかんが合法と非合法の限界を決定する」「闘争放棄の退却、合法主義によっては、階級合法性はなんらまもられはしない」と合法性を獲得するためにも非合法活動が必要だと主張している。合法性の獲得とは共産党が権力を握るということと同義であり、革命が成就するまでは非合法活動を続けるということにほかならない。

長文の引用となつたが、かうした法令無視どころか、敢へて非合法活動に及ぶことは日共黨員としての義務であつて、日共の実質的な下部組織である相手方灘民商が「非合法活動のアジト」として機能してゐることは、何ら驚くべきことではないのである。

第7 予想される争点及び争点に関する重要な事実

1 解雇理由が存在しない

(1) はじめに

相手方が主張する解雇理由は、①青年部の預り金保管を懈怠して損害を出し、報告も不十分であつたこと、②勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いたこと、③欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのやうに偽り、もつて勤怠の報告を偽つたこと、④コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけたこと、⑤県会議員候補として日共に出向したが、選挙活動を怠つたにもかかわらず、ほぼ毎日稼働してみたと虚偽の報告をしたこと、の5点である。

まづ、④については全くの事実無根である。⑤も事実無根であり、申立人は毎日選挙活動に精励してゐたのである。

以下では、①乃至③について詳述する。

(2) 青年部の預り金について（①について）

申立人は、青年部及び成徳支部の会計を担当してゐたが、申立人が前任のU氏から事務を引き継いだ際も会計帳簿は存在せず、現金入りの封筒だけ渡された。

しかもM事務局長及びm事務次長（会計担当）から日常的に報告を求められることもなかった。

なほ、申立人は、令和4年6月に県議選に立候補する予定となり、事務引継ぎの観点からかやうな会計体制では良くないと考へ、その頃から自発的に会計帳簿を作成するやうになった。

また、相手方が主張する「損害」とは、令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書に「貴殿は、灘民商より、同青年部の金銭出納帳及び預り現金を託され、その管理を命じられていたにもかかわらずこれを怠り、貴殿が令和4年6月13日に小切手で渡された381,600円の所在を分からなくし、少なくとも同金額の損害を及ぼしました」と記載されてゐることを指すとみられるが、そもそも金銭出納帳は託されてゐないし、m事務次長から手交された381,600円の小切手はm事務次長の指示で銀行で換金し、青年部の財布に入れた上で、青年部のイベント（バーベキュー、セミナーなど）等に費消するなどして、適切に管理してゐた。

そもそも、相手方は、日常的に従業員の会計管理に対して監査をしてゐたわけでもなく、会計管理自体が杜撰であつたのであり、そのことを棚に上げて申立人の会計管理を論難するといふのは二重基準も甚だしい。

したがつて、解雇理由にはあたらない。

(3) 勤怠について (②・③について)

② (欠勤、早退) について、前述した令和3年10月の「吊し上げ」の一件、つまり申立人が家庭の事情（子供の看病）のため週1～2日休んだことがあつたことを意味してゐると思はれるが、相手方の了承を得た上での欠勤であるし、しかも解雇の意思表示から遡つて1年半も前の事情であつて、その後は特に勤怠について問題視されることはなかつた。

③ (勤怠の管理) については、そもそも申立人に限らず、M事務局長らもタイムカードに手書きする要領での勤怠管理を許容してゐた。

例へば、単純にタイムカードの打刻を失念してゐた時はもちろんのこと、日共の選挙の手伝ひ（JR 三ノ宮駅周辺の交通整理）のため本来の休日に直行直帰で稼働した際も、次回出勤時に手書きで出勤及び退勤時間を記載することが許容されてゐた。

よつて、いづれも解雇理由にはあたらない。

(4) 小括

以上のとおり、相手方が主張する解雇理由はいづれも存在しない。

第8 申立てに至る経緯の概要

1 自宅待機命令

申立人は、県議選の執行日以降、相手方から自宅待機命令を受けた。

そして4月14日、M事務局長に架電して今後どうすれば良いか尋ねたところ、M事務局長は、相手方の三役（幹部）と事務局で会議してから指示するので引き続き自宅待機するやう命じた。

すると、4月25日、m事務次長からの連絡で相手方事務所に行ったところ、同人から「三役が復職はダメと言っている」と述べ、その理由として、①申立人に対する会員からのクレームが多い、②日共事務所に出勤してゐたかわからない、③三役が「あの子は向いてないんじゃない？」と言つてゐる、④青年部費と成徳支部費を持ち出してゐるのはまずいなどと言はれた。

次いで、申立人は、4月27日に相手方事務所と呼ばれた際、m事務次長から青年部費の会計がおかしいと言はれたため、不正の事実がないこと等を説明した。その際、m事務次長から「三役が懲戒解雇と決めたら、給与も退職金も出せなくなる」と、懲戒解雇になる前に自ら退職する方が良いと示唆された。これに対し、申立人は「それがイヤならやめると言えってことですか？」と訊いたが、m事務次長から明確な返答はなかつた。

なほ、申立人の夫が4月26日及び4月27日夜に相手方事務所と呼ばれて、m事務次長らから同様の説明を受けてゐる。

その後、5月11日に解雇通知兼損害賠償請求書（甲8）を受領するに至つた。

2 相手方による供託

申立人は、令和5年5月12日、相手方から現金書留の不在票を受領した。なほ、同現金書留に在中してゐた金員がいくばくであつたかは知る由もない。

申立人は同現金書留を受領しなかつたが、その理由は、仮に解雇予告手当を受領すれば後に解雇の効力を争ふことができなくなることを懸念してゐたからである。

すると、相手方は、㉞同年5月23日付けで未払給与（令和5年4月21日乃至同年5月9日の19日分）の未払給与149,894円（甲10の1）、㉟同日付けで解雇予告手当（給与1カ月分）286,000円（甲10の2）及び㊱同年5月24日付けで同解雇予告手当286,200円（甲10の3）をそれぞれ神戸地方法務局に供託した。

なほ、㊱の供託は、金額の過誤があつた㉟の供託を差し替へる趣旨のものとみられる。

申立人は、㉞の供託については令和5年6月26日に還付請求をしたが、㉜及び㉝の供託については還付請求をする意思はない。

3 退職金について

申立人は、相手方に対して退職時の退職金請求権を有してゐる。

すなはち、相手方代理人は、令和5年5月30日付け送付状とともに、同区立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部から支給される退職金請求書及び請求人控票を郵送し、申立人はこれを受領した（甲11の1乃至甲11の3）。もつとも、申立人は解雇の効力を争つてゐるので、退職金を請求してゐない。

申立人が令和3年4月にM事務局長から交付された掛金納付状況表及び退職金試算票（甲11の4）によると、申立人に関しては契約成立日が令和2年12月22日であり、令和3年11月時点で57,600円、その後1カ月ごとに9,600円づつ加算され、令和5年5月当時では230,400円の退職金を受給することができる地位にあつた。

（計算式）57,600円+9,600円×18カ月=230,400円

第9 日共の欺瞞（結び）

日共の綱領には、労働者の権利を擁護する記載があり、具体的には「党は、とりわけ過酷な搾取によって苦しめられていた労働者階級の生活の根本的な改善、すべての勤労者、知識人、女性、青年の権利と生活の向上のためにたたかった」ある。

しかし、前述した相手方及び日共による、労働者たる申立人に対する行為は、前記綱領と明らかに相反するものである。その原因は、相手方が綱領を遵守しないといふよりも、日共の綱領乃至政策自体が虚偽と欺瞞に満ち満ちたものであることを証明して余りあるものである。

また、相手方は、「非合法活動の義務」のある日共の実質的な下部組織として文書偽造・詐欺及び所得税法違反等の非違行為を繰り返し、まさに「非合法活動のアジト」と化してゐたのであり、日共はその資金及び人脈を利用して政治活動及び選挙活動を行つてきたのであり、双方とも極度の腐敗状態に陥つてゐる。

申立人は、単に自らの私権を守るにとどまらず、かうした相手方乃至日共を浄化し、神戸市、兵庫県ひいては我が国の健全な政治を取り戻さなければならないとの覚悟で、本申立て及び前記第1記載の別訴提起に及んだものである。

証拠資料

証拠説明書のとおり

附属書類

1	申立書副本	4通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証の写し	各2通
4	委任状	1通

当事者目録

- 〒 神戸市灘区
申 立 人 東郷ゆう子 こと
角 本 裕 子
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階
TEL 075-211-3828
FAX 075-211-4810
申立人代理人弁護士 南 出 喜久治
- 〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15
グランディア住吉駅前4階西号室
木原功仁哉法律事務所（送達場所）
TEL 078-855-3101
FAX 078-855-4015
申立人代理人弁護士 木 原 功仁哉（主任）
- 〒657-0038 神戸市灘区深田町3-5-1
相 手 方 灘 民 主 商 工 会
相手方代表者会長 大 森 延 幸